

学 振 養 第 3 9 号

平成29年2月24日

各受入研究機関の長 殿

独立行政法人日本学術振興会

理事長 安西 祐一郎

(公印省略)

病気を理由とする特別研究員の採用の中断及び延長について (通知)

平素より独立行政法人日本学術振興会の事業にご協力いただきまして、ありがとうございます。

このたび、特別研究員の研究環境整備の一環として、【出産・育児に係る採用の中断及び延長】に加え、別紙のとおり病気により研究に専念することが困難な場合において、【病気を理由とする採用の中断及び延長】を可能とすることとしましたので、お知らせいたします。

つきましては、内容をご確認いただき、遺漏の無いよう願います。

なお、上記の改正に伴い、特別研究員奨励費（特別研究員）（科研費）においても、【病気を理由とした特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費（特別研究員）」の中断】及び【病気を理由とした特別研究員の採用中断に伴う研究期間の延長】を可能とすることとしましたので、貴機関の特別研究員奨励費の担当者にも周知願います。

【本件問い合わせ先】

独立行政法人日本学術振興会

人材育成事業部研究者養成課

研究者養成第3係 担当：齊藤,加藤

TEL: 03-3263-4998

FAX: 03-3222-1986

MAIL: yousei3@jsps.go.jp

病気を理由とする採用の中断及び延長について

特別研究員は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念することを義務付けられていますが、特別研究員の研究環境整備の一環として、病気により研究に専念することが困難な場合においては、以下のとおり病気を理由とする採用の中断及び延長を可能とします。

1. 制度開始時期

- ・平成29年4月1日

2. 対象者

- ・病気が理由で休学をする特別研究員（DC）
- ・1ヶ月以上研究に専念できないと診断された特別研究員（全資格）

3. 中断期間

- ・承認単位は1ヶ月とし、複数ヶ月を1度に願い出ること可とします。
- ・採用期間中、通算して12ヶ月を上限（中断回数に上限は設けない）とします。
- ・病気が理由で休学をする特別研究員（DC）の場合は、休学期間を中断期間とします。
- ・1ヶ月以上研究に専念できないと診断された特別研究員（全資格）の場合は、診断書記載の療養期間を踏まえ、中断期間を判断します。

4. 採用の延長

- ・中断した期間（月数）については、申請に基づき採用の延長をします。

5. 研究奨励金の取扱い

- ・中断中は、研究奨励金を支給しません。

6. 特別研究員奨励費（科研費）の取扱い

病気を理由とした特別研究員の採用の中断を取得する場合に、特別研究員奨励費の研究を中断し、未使用の補助金について翌年度以降の特別研究員の採用の中断の終了後に再交付を受けることができます。

また、病気を理由とした特別研究員の採用の中断を取得する場合に、特別研究員奨励費の研究を中断した場合には、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い研究期間の延長をすることができます。特別研究員奨励費の中断又は研究期間延長を希望する場合は、下記「7. 手続き」以外に、別途、特別研究員奨励費の中断、研究期間延長に係る手続きが必要となりますので、受入研究機関の事務局と連絡を取り、遺漏のないようにしてください。

7. 手続き

「特別研究員採用中断願<様式 12-1>」に必要事項を記載し、休学期間の分かる証明書又は診断書を添付の上、原則として採用中断の開始を希望する月の初めから1ヶ月前までに、受入研究機関の事務局を経由して本会までご提出ください。その際、事前に本会まで電話にてご連絡ください。

また、採用を再開する際は、「特別研究員研究再開準備支援開始・採用再開願<様式 12-3>」及び「受入承諾書<様式 3-2>」に病気が治癒したことを示す書類（復学日が分かる証明書または診断書）を添付し、中断願と同様の手続きで提出する必要があります。

既に申請している採用中断期間の変更を希望する場合は、変更を希望する月の初めから1ヶ月前までに本会に連絡し、受入研究機関の事務局を経由し「特別研究員採用中断期間変更願<様式 12-2>」に休学期間の分かる証明書又は診断書を添付の上、本会までご提出ください。

なお、特別研究員—DCについては、採用継続資格確認のため、中断中であっても4ヶ月の在学証明書の提出が必要です。

＜病気を理由とする採用の中断及び延長に関するQ & A＞

問1 「病気」には怪我を含むか。

答 怪我也含みます。

問2 採用の延長を希望しないと申請したが、変更は可能か。

答 可能です。採用を再開する際に、「特別研究員研究再開準備支援開始・採用再開願（様式12-3）」により、採用延長の希望を申請願います。

問3 病気を理由とする採用の中断及び延長が認められることとなったが、特別研究員奨励費（科研費）について、研究中断はできないのか。

答 可能です。この場合、研究を中断する前に日本学術振興会の承認を得る必要がありますので、様式C-13-3「病気を理由とする特別研究員の採用の中断に伴う研究中断承認申請書」により受入研究機関の事務局を通して申請してください。これにより、未使用の補助金について、翌年度以降の採用の中断の終了後に再交付を受けることが可能となります。

なお、中断及び延長が認められる期間は、特別研究員の採用中断期間と同じとなります。

問4 特別研究員奨励費（科研費）について、当該年度に病気を理由とする採用の中断を取得し、一時的に研究を中断後、当該年度中に再開をした場合には、研究期間を延長することはできないのか。

答 可能です。この場合、研究を再開する前に日本学術振興会の承認を得る必要がありますので、様式C-13-4「病気を理由とした特別研究員の採用の中断に伴う研究期間延長承認申請書」により受入研究機関の事務局を通して申請してください。

なお、延長が認められる期間は、特別研究員の採用中断期間と同じとなります。

問5 病気を理由とする採用の中断のため交付申請を留保（又は交付決定後に研究を中断）していた研究者が、当初予定していた中断期間を延長する場合に、どのようなことに留意すべきか。

答 受入研究機関の事務局を通して、日本学術振興会に中断の期間延長に伴って変更される研究の再開予定日を速やかに連絡してください。

問6 特別研究員奨励費（科研費）について、補助事業の中断手続を行い、未使用額を返還した場合に、翌年度以降、中断から復帰する時には、返還した未使用額と翌年度以降に交付を受ける予定だった補助金額を合算した額の補助金が交付されるのか。

答 研究を再開する年度には、基本的に研究中断に伴い返還した未使用分の補助金が交付されますので、それに応じた補助事業を実施することになります。また、翌年度以降に交付を受ける予定だった補助金は順次年度を繰り下げて交付されます。ただし、研究の開始（再開）時に、交付金額の変更等研究実施計画を変更することも可能です（問7参照）。

問7 特別研究員奨励費（科研費）について、病気を理由とする採用の中断から復帰した場合、交付金額の変更等研究実施計画を変更することは可能か。

答 可能です。研究を開始（再開）するに当たり、研究実施計画を変更した上で交付申請を行う場合は、「交付申請書」（様式 A-2-1）を提出する前に、「産前産後の休暇、育児休業の取得、又は、病気を理由とする特別研究員の採用の中断に伴う研究実施計画の変更願」（様式 A-14）を提出してください。これにより、採用の中断の取得以降の交付予定額の範囲内で申請額を変更することができます。

なお、以下の例は、平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（6 ヶ月）まで病気を理由とする採用の中断を取得し、特別研究員奨励費（科研費）について研究中断を行い、補助事業を 1 年度繰り下げて実施する場合の交付の例を問 6 のケース、問 7 のケースに分けて示したものです。

（例：問 6、問 7 の交付の例）

	研究中断前	研究中断後 (問6のケース)	研究実施計画の変更後 (問7のケース)
平成29年度	交付決定額 1,000,000円	執行額 600,000円	執行額 600,000円
	未使用額 (400,000円)		
平成30年度	交付予定額 700,000円	交付予定額 400,000円	交付申請額 800,000円
平成31年度	交付予定額 500,000円	交付予定額 700,000円	交付予定額 500,000円
平成32年度		交付予定額 500,000円	交付予定額 300,000円

交付金額の変更は、未使用分の補助金の範囲内で可能です。

問 8 年度途中に、特別研究員奨励費（科研費）を全額使用し補助事業を終了した後に、病気を理由とする特別研究員の採用の中断を取得する場合、研究中断の手続きは必要か。

答 研究中断の手続きを行う必要はありません。ただし、研究期間が次年度以降にわたる（次年度以降も交付予定額が通知されている）研究課題の場合であって、採用の中断が次年度以降開始後も継続する予定である場合には、次年度の交付内定通知を受領した後、「育児休業等又は病気を理由とする特別研究員の採用中断に伴う交付申請留保届」（様式 A-10）を提出してください。

問 9 病気を理由とする採用の中断中に科研費の応募や交付申請を行うことはできるか。

答 法令や受入研究機関の規程等を遵守することが前提となりますが、科研費の応募や交付申請を希望する研究者に対して、受入研究機関の判断により応募や交付申請を認めることは差し支えありません。

問 10 特別研究員奨励費（科研費）について、病気を理由とする採用の中断から復帰する日と研究再開予定日を同日にしなければならないのか。

答 必ずしも同一にする必要はありません。ただし、病気を理由とする採用の中断の終了後、1 年を超えて研究中断することはできませんので注意してください。

特別研究員採用中断願

採用年度	平成 年度
資格	SPD PD RPD DC2 DC1
領域	
受付番号	

平成 年 月 日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

フリガナ

登録名

印

下記のとおり、採用中断の扱いを希望しますので承諾願います。

記

1. 中断の理由:
2. 理由の発生(予定)日:
3. 中断期間: 年 月 ~ 年 月 (ヶ月間)
うち研究再開準備支援(出産・育児を理由とする採用の中断の場合のみ):
年 月 ~ 年 月 (ヶ月間) 2ヶ月単位で申請すること
4. 採用の延長(病気を理由とする採用の中断の場合のみ):
希望する 希望しない
5. 中断中の連絡先: 〒□□□-□□□□ Tel - -
(住所は国内に限る)

E-mail:

上記のとおり貴会特別研究員が採用を一時中断することを承諾いたします。

受入研究者

所属機関・部局・職・氏名

印

上記のとおり願い出がありましたのでよろしくお取り計らい願います。

平成 年 月 日

研究機関長・職・氏名

職印

- (注) ① 中断の理由欄は、「出産のため」「育児のため」「病気のため」等と記入し、それを示す書類(【出産・育児の場合】母子手帳の表紙および出産予定日の分かる部分の写し、出生証明書等、【病気の場合】休学期間の分かる証明書または診断書)を添付してください。
- ② 採用の延長欄は、中断の理由が「病気のため」等の場合のみいずれかにチェックをしてください。
- ③ 特別研究員本人の登録名欄は、自署の場合は押印を省略できますが、ワープロ等で記入した場合は必ず押印してください。
- ④ 研究機関長は、大学の場合は原則として学長です。
- ⑤ 科研費(特別研究員奨励費およびその他研究種目)の交付を受けている場合は、別途手続きが必要となりますので、予め受入研究機関の事務局に確認してください。なお、病気を理由とする採用の中断の場合は、科研費(特別研究員奨励費を除く研究種目)が措置されない場合がありますので、ご留意願います。

特別研究員採用中断期間変更願

採用年度	平成 年度
資格	SPD PD RPD DC2 DC1
領域	
受付番号	

平成 年 月 日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

フリガナ

登録名

印

下記のとおり、採用中断期間等の変更を希望しますので承諾願います。

記

- 変更の理由:
- 理由の発生(予定)日:
- 当初の中断期間: 年 月 ~ 年 月 (ヶ月間)
 当初の研究再開準備支援(出産・育児を理由とする採用の中断の場合のみ):
 年 月 ~ 年 月 (ヶ月間)
 変更後の中断期間: 年 月 ~ 年 月 (ヶ月間)
 うち研究再開準備支援(出産・育児を理由とする採用の中断の場合のみ):
 年 月 ~ 年 月 (ヶ月間) 2ヶ月単位で申請すること
- 中断中の連絡先: 〒□□□-□□□□ Tel - -
 (住所は国内に限る)

E-mail:

上記のとおり貴会特別研究員が採用中断の期間を変更することを承諾いたします。

受入研究者

所属機関・部局・職・氏名

印

上記のとおり願い出がありましたのでよろしくお取り計らい願います。

平成 年 月 日

研究機関長・職・氏名

職印

- (注) ① 変更理由欄は、変更の理由を記入し、病気を理由とする中断の場合は、休学期間の方かる証明書または診断書を添付してください。
 ② 特別研究員本人の登録名欄は、自署の場合は押印を省略できますが、ワープロ等で記入した場合は必ず押印してください。
 ③ 研究機関長は、大学の場合は原則として学長です。

特別研究員研究再開準備支援開始・採用再開願

採用年度	平成 年度
資格	SPD PD RPD DC2 DC1
領域	
受付番号	

平成 年 月 日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

フリガナ

登録名

印

下記のとおり、【研究再開準備支援開始・採用再開】を希望しますので承諾願います。

記

1. 研究再開準備支援開始希望日（出産・育児を理由とする中断の場合のみ）：

年 月 日

再開希望日：年 月 日

（病気を理由とする採用の中断の場合のみ：採用の延長 希望する 希望しない）

3. 中断期間：年 月 ～ 年 月（ヶ月間）

うち研究再開準備支援（出産・育児を理由とする中断の場合のみ）：

年 月 ～ 年 月（ヶ月間）

4. 再開後の連絡先：〒□□□-□□□□ Tel — —

（住所は国内に限る）

E-mail:

上記のとおり貴会特別研究員が【研究再開準備支援を開始・採用を再開】することを承諾いたします。

受入研究者

所属機関・部局・職・氏名

印

上記のとおり願い出がありましたのでよろしくお取り計らい願います。

平成 年 月 日

研究機関長・職・氏名

職印

- (注) ① 「特別研究員受入承諾書」<様式3-2>を添付してください。また、病気の場合は、病気が治癒したことを示す書類（復学日が分かる証明書または診断書）を添付してください。
- ② 採用中断の承諾を受けた期間と研究再開準備支援開始又は再開を希望する日が異なる場合、「中断期間変更願」<様式12-2>を添付してください。
- ③ 研究再開準備支援開始希望日及び、再開希望日は、原則として月の初めとなります。
- ④ 研究機関長は、大学の場合は原則として学長です。
- ⑤ 科学研究費助成事業（特別研究員奨励費およびその他研究種目）の交付を受けている場合は、別途手続きが必要となりますので、予め受入研究機関の事務局に確認してください。
- ⑥ 特別研究員本人の登録名欄は、自署の場合は押印を省略できますが、ワープロ等で記入した場合は必ず押印してください。